

(昭和二五・七・三 自由党)

肥料公団廃止に伴う金融措置に関する申入れ

肥料公団の廃止に伴い肥料に関する金融が民間の手に委ねられるについて、肥料の生産及び引取を円滑にするため一般金融情勢の窮屈を考慮し、左の措置を至急講ぜられたい。

一 生産者に対する金融としては、

(一) スタンプ制度による特殊の肥料手形制度等を創設すること。

(二) 右手形の割引に要する資金は、預金部資金の民間預託又は日本銀行の再割引によること。への所要資金は、秋肥のビック一三〇億円、春肥のビック二六〇億円と予想する。

二 貿連の肥料購入資金は農林中央金庫をして融資せしめることとし、なお、肥料商の金融についても特に配意すること。

三 農民の肥料買入のためには従来の農業手形の一層円滑なる活用を図ること。

(備考) 肥料手形制度等の実行方式については、関係機関の間ににおいて至急具体的細目を樹立すること。